

# 山口県報

平成26年  
9月19日  
(金曜日)

## 目 次

- 規則  
山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課)……………一
- 告示  
漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(団体指導室)……………一  
漁業災害補償法第二百五条の六第一項の規定による同意(団体指導室)……………一  
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………二  
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)……………二
- 公告  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………三  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)……………三  
基本測量の実施(監理課)……………四
- 選管告示  
直接請求に必要な有権者の数……………四
- 雑報  
県報の正誤(平成二十六年三月三十一日山口県規則第十六号)……………四



山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第四十八号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第五項第三号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「(同法)」を「、第三十一条の六第一項及び」に改め、「において準用する場合を含む。」を削り、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業、同法第三十一条の七第四項の父子家庭日常生活支援事業」に、「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。



### 山口県告示第三百二十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)第八十条第五項において準用する同法第一百五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第八十条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十六年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
三見区域		主として底びき網を使用して営む漁業及び大型定置網漁業	

### 山口県告示第三百十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)第二百二十五条の六第三項において準用する同法第一百五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区及び区分について同法第二百二十五条の六第一項の規定による同意があったと認めた。

平成二十六年九月十九日

山口県知事 村岡 副政

加 入 区	区	分
小野田、藤曲浦、新宇部加入区 下関南風泊加入区	のり等養殖業（のり養殖業） わかめ養殖業	

**山口県告示第三百十四号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十六年九月十九日

山口県知事 村岡 副政

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	竹 安	表 面	五五の三	一号
〃	〃	〃	五一	二号
〃	〃	〃	一三七の一	三号
〃	〃	〃	一三七の一	四号
〃	〃	市 井 木	七七	五号
〃	〃	〃	七七	六号
〃	〃	〃	七七	七号
〃	〃	〃	一三〇地先	八号
〃	〃	〃	八二地先	九号
〃	〃	〃	一二七	十号
〃	〃	〃	一二七	十一号

一 区域の名称  
竹安(2)地区

二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一  
号と十四号を市道土生三号線北側境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
中ノ坪	〃	〃	〃	〃
市井木	九五	一一九の一	一一九の一	十二号
		一一九の一		十三号
				十四号

**山口県告示第三百十五号**

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和四十九年山口県告示第二百四十四  
号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十九日

山口県知事 村岡 副政

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	貴 船 町 二 丁 目	一五の七	一号
〃	〃	一五の三一	二号
〃	〃	一五の三五	三号
〃	〃	一五の一三	四号
〃	〃	一一二の一四	五号
〃	〃	一一二の一三	六号
〃	〃	一一二の一三	七号
〃	〃	一一二の四	八号
〃	〃	一一一の一〇	九号
〃	〃	一一一の八	十号
〃	〃	一一一の八	十一号
〃	〃	一一一の八	十二号
〃	〃	一一二の八	十三号
〃	〃	一一二の一	十四号
〃	〃	一一五の四	十五号
〃	〃	一一五の七	十六号

一 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一  
号と十七号を結んだ線に囲まれた区域

二 区域の範囲  
貴船町二丁目地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

公 告

(三二七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年十月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 港湾都市開発機構

代表者の氏名 藤野 知則

主たる事務所の所在地 下関市一の宮町一丁目二番三号

三 定款に記載された目的

港湾都市における市民や港湾関係者に対して、港湾、都市の開発計画への参入、支援に関する事業を行い、港湾及びその都市の発展、活性化に寄与すること。

(三二八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年十月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口市民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人山口科学技術子供フォーラム

代表者の氏名 浴永 直孝

主たる事務所の所在地 防府市戎町一丁目二番一号

(三二九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年十一月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人萩コミュニティシネマ

代表者の氏名 高雄 一壽

主たる事務所の所在地 萩市大字東田町一八番地の四

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人NCC

代表者の氏名 重原 敏男

主たる事務所の所在地 長門市東深川八〇番地の一四

(三三〇) 基本測量の実施  
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省  
 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。  
 平成二十六年九月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
 基本測量(電子基準点現地調査)
- 二 作業の地域  
 下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、長門市、美祢市及び山陽小野田  
 市
- 三 作業の期間  
 平成二十六年九月十六日から同年十一月二十六日まで



山口県選挙管理委員会告示第九十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項  
 に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第  
 八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び  
 運営に関する法律(昭和三十二年法律第六十二号)第八十一条第一項に規定する選挙権を  
 有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては  
 その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と  
 を合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に  
 八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ  
 て得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十六年九月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
---------	------	----------

平成二十六年九月十九日印刷  
 平成二十六年九月十九日発行

発行人 山口県庁  
 山口県知事

頁	上	左から	行	段	ページ
五	四	左から	七十三の二十七の六第二項	正	七十三の二十七の六第二項
五	四	左から	七十三の二十七の四第二項	誤	七十三の二十七の四第二項

  

知事の解職の請求	副知事並びに選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	県の教育委員会の委員の解職の請求	県議会の議員の解職の請求	県議会の解散の請求	県の事務の執行に関する監査の請求	県条例の制定又は改廃の請求
地方自治法第八十一条第一項	地方自治法第八十六条第一項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	地方自治法第八十条第一項	地方自治法第七十六条第一項	地方自治法第七十五条第一項	地方自治法第七十四条第一項
山陽小野田選挙区	美祢市選挙区	柳井市選挙区	防府市選挙区	下関市選挙区	熊毛郡選挙区	大島郡選挙区
一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七

正 誤  
 平成二十六年三月三十一日山口県規則第十六号(山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則)

